

第 1 編 基本構想

1-1 計画策定の趣旨

本市は、「伊丹市まちづくり基本条例」第12条の2に、目指すべき市の将来像及びまちづくりの目標を定め、それらを実現するための方法や手段を総合的かつ体系的に明らかにするために、総合計画を策定することを規定し、総合計画に基づくまちづくりを進めています。

成熟した伊丹のまちで、新たに第6次伊丹市総合計画を策定するにあたり、人口減少社会の到来を見据え、行政サービスをどのように維持していくかを示すことが必要です。

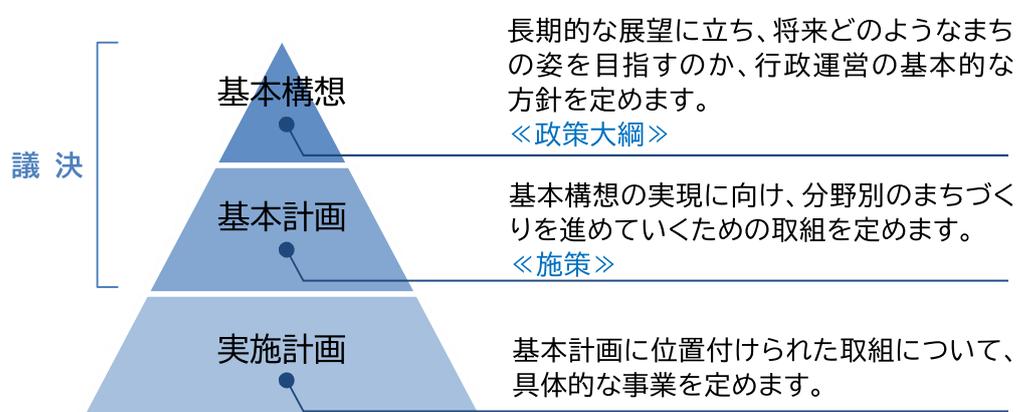
社会情勢の変化に伴って生じる諸課題や市民ニーズに的確に対応し、将来世代に負担を先送りすることなく、これからも住みやすいまちであり続けられるよう、市民と歩むまちづくりの指針として第6次伊丹市総合計画を策定します。

1-2 計画の構成と期間

令和3年度 ▶ 令和10年度
(2021年度) (2028年度)

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。また、計画期間は令和3年(2021)年度から令和10年(2028)年度までの8年間とします。

総合計画の構成と期間



年次	令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)
基本構想	8年間							
基本計画	8年間							
実施計画	前期				後期			

1-3 将来像

人の絆 ^{きずな} まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹

この計画では、全ての市民が安心して生き生きと暮らすことができ、伊丹の未来を担う全ての子どもが夢と希望をもって健やかに成長できる、魅力あふれるまちの実現を目指します。

そのためには、市民相互のつながりや支え合いを大切に、市民の参画と協働を推進することにより、これからも誰もが住みやすいと感じられる持続可能なまちを創ります。

1-4 目標年次の推計人口

令和10年度の推計人口 20万人 (目標年次)

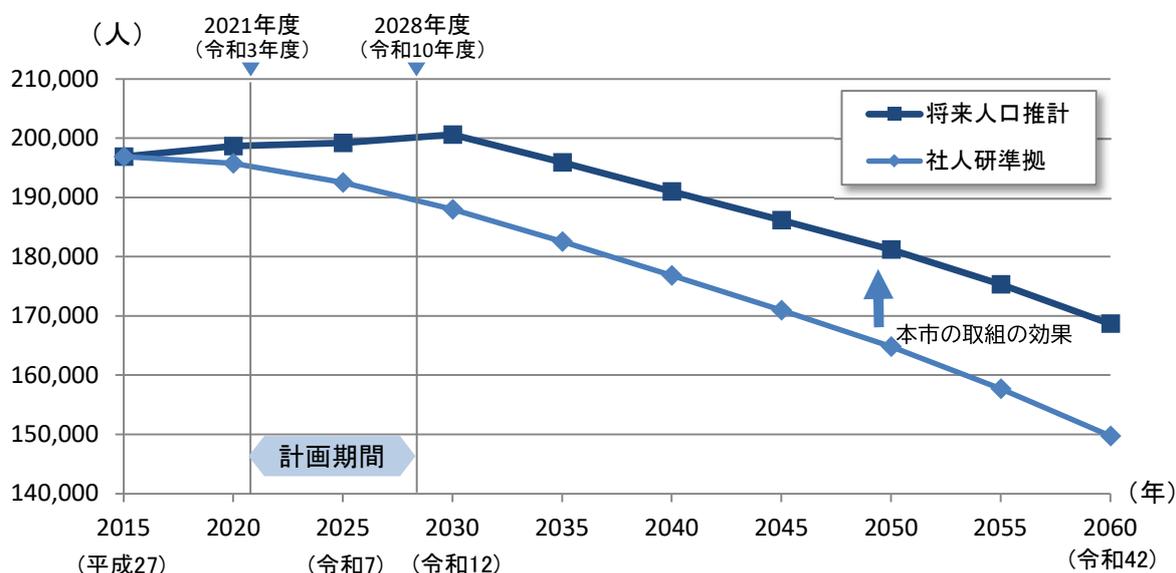
日本の総人口が減少に転じた平成20年(2008年)以降も、本市の人口は微増傾向を維持しており、令和2年3月1日現在の推計人口は、19万8,538人です。

本計画では、まちづくりの諸施策が効果的に進み、社会増による人口増加や出生率の上昇が実現すると、目標年次である令和10年度の将来人口は、20万人に達すると見込んでいます。

その後、本市においても人口減少に向かうと想定しており、令和42年には、およそ17万人と推計しています。

伊丹市の将来人口推計

備考)平成27年10月1日現在の人口(国勢調査)を基準人口として推計。社人研準拠とは、国立社会保障・人口問題研究所が推計する将来人口の諸条件に加え、近年の社会増等を踏まえた人口推計です。



本計画では、将来像の実現に向けて、次の6つの分野を政策の大綱として定め、効率的かつ効果的に施策を展開します。

大綱1 安全・安心

災害時に適切に対応できるよう、日頃より防災施設の整備・保全や消防・救急体制の強化に取り組みます。あわせて、市民・地域・事業者等による自助・共助の取組を支援し、まち全体の防災力の向上を目指します。

ハードとソフトの両面から交通安全や地域防犯に取り組むことにより、市民の生命や財産・暮らしを守り、誰もが安全・安心を感じながら暮らすことのできるまちの実現を目指します。

【関連する施策】

- 災害対策
- 消防・救急
- 交通安全・地域防犯

大綱2 育ち・学び・共生社会

子どもたちの健やかな育ちや学びを支えるとともに、出産や子育てをしやすい環境の整備を進め、社会総がかりでまちの未来を担う人づくりに取り組みます。また、生涯学習・スポーツを通じて市民が交流し、生きがいをもって地域で活動できるよう支援します。さらに、多様な価値観や考え方を互いに認め合いながら共に暮らすことのできる人権の守られるまちの実現を目指します。

【関連する施策】

- 子育て・子育て
- 青少年の健全育成
- 幼児教育・保育
- 学校教育
- 教育環境
- 生涯学習・スポーツ
- 人権
- 男女共同参画
- 多文化共生・平和

大綱3 健康・医療・福祉

誰もが地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療や保健、福祉の連携と充実を図り、市民の生活を包括的に支援する体制の整備に取り組みます。また、あらゆる世代の主體的な健康づくりへの支援や、地域で必要な医療を受けることのできる体制づくりを進め、いつまでも健やかに、生き生きと暮らすことのできるまちの実現を目指します。

【関連する施策】

- 健康づくり
- 地域医療
- 地域福祉
- 高齢者福祉
- 障がい者福祉

大綱4 市民力・にぎわい・活力

まちづくりの担い手の発掘や人材育成に取り組むとともに、地域自治組織による地域自治の推進、多様な市民活動団体への支援を行い、市民力・地域力が発揮できる環境づくりを進めます。また、地域産業の振興、雇用の創出、地域資源の掘り起しや発信に取り組み、今後も持続的に成長・発展する、にぎわいと活力あるまちの実現を目指します。

【関連する施策】

- 市民力・地域力
- 都市ブランド
- 歴史・文化
- 商工業
- 都市農業
- 雇用と労働
- 空港との共生

大綱5 環境・都市基盤

地球環境に配慮した良好な環境の保全に取り組む、ごみの減量や再資源化など、資源循環型社会の形成を進めるとともに、自然環境を次の世代に引き継ぐため、生物多様性の保全・再生の取組を推進します。また、道路や公園、上下水道等の整備や維持管理、鉄道やバス、自転車などによる地域の移動手段の確保等、快適でうるおいのあるまちの実現を目指します。

【関連する施策】

- 環境保全
- 循環型社会の形成
- 公園・緑地・生物多様性
- 都市計画・住環境
- 交通・道路
- 水道・下水道

大綱6 参画と協働・行政経営

市民の市政への参画や市民との協働を基本に、市民とともにまちづくりを進めます。また、施策の優先順位付けや選択と集中により、健全な行財政運営に努めます。さらに、ICT(情報通信技術)を活用した市民サービスの向上や、国・他の自治体との連携など、少子高齢化が進展しても、将来にわたって安定的な公共サービスを維持できるような基盤づくりに取り組みます。

【関連する施策】

- 参画と協働
- ICT(情報通信技術)の活用
- 行財政運営

